

【研究ノート】

救恤から見る有力農民の役割

―橘樹郡長尾村「鈴木藤助日記」研究の試論として―

寺西明子

【研究ノート】

救恤から見る有力農民の役割

— 橋樹郡長尾村「鈴木藤助日記」研究の試論として —

寺 西 明 子

【キーワード】

日記研究 有力農民 救恤

【要旨】

武蔵国橋樹郡長尾村「鈴木藤助日記」(神奈川県立歴史博物館蔵)研究の試論として、村及びその周辺の救恤に長尾村年寄役鈴木藤助がいかに関わったかを考察する。

近年日記研究の深化と共に、地方庶民が残した農民日記も研究対象として多く取り上げられているが、非日常の事件・事象が起こった箇所のみ利用される場合や、作者が志士となった豪農である場合など限定的な研究に留まっていた。日常的で一般的な農民日記研究は、有力農民研究の側面からも進展が期待される。

本稿では鈴木藤助が関わった救恤の種類と内容を整理し、救恤という側面から藤助自身が村及びその周辺での自分の役割をどのように捉えていたか、また、周囲は藤助に対して何を期待していたのかということを明らかにする。

はじめに

本稿では、橋樹郡長尾村「鈴木藤助日記」を対象とする日記研究の一環として、鈴木藤助が関わった村内外の救恤における役割を整理することで、藤助自身が自分の立場をどのように認識していたのか、また、周囲が藤助の立場をどう認識していたのかを考察する。

近世に作成された日記はその作成者、作成目的が、日次記、儀式記録、年代記が中心である中世までの日記と比較し多様である⁽¹⁾。近年、研究の裾野が広がり地域に残された庶民の日記にいたるまで研究の蓄積がなされ始めている。

中でも地域に残された日記は、村などの組織を存続するために情報を収集、蓄積し、それを運営の基礎資料として後継に引き継がれるものと評される。それゆえ村の自律性・主体性を見ることができる史料として研究されてきた⁽²⁾。近世日記は、校訂・編輯・複製が施された限りなく二次的な史料が多数であるという藤實久美子氏の指摘は、作成者が属する組織や家に公開されるものとして作成された近世日記の特徴を裏付ける。東昇氏は地域情報を蓄積・活用するための道具としての日記から、地域共同体を存続させる目的を地方村落の自律性の幅を読み取り、地方村落の自律性について再考している⁽³⁾。

更に研究の視点は地域、村の組織の中の個人に向けられる。近世幕末期の地域の中の日記研究について、草莽の志士の個人から、個人と地域との関係性について研究を展開させてきた高木俊輔氏は、地方日記研究中でも農民、在野知識人の日記に焦点をあて全国の農民日記について網羅的に情報を集積する⁽⁴⁾。農民の記した「日記」とは「日々の事柄が文章化されて記述されているもの」であるとし、農民日記の研究について、

事件や政治的動向の記述を事件性から捉えるのではなく「大きく動いた政治的変動や事件の背後にあった民衆の、庶民の生活実態に迫る」ことを目的とした。また、これまで研究対象となってきた日記の主たる作成者は豪農等の有力農民であり、中でも志士化する豪農の思想、ネットワーク等を論じるための史料として日記が採用されてきた。この岩田みゆき氏によって志士化しない豪農をも日記史料研究の対象とする重要性が説かれ、一般的な豪農の日記研究に視線が向けられた。⁶⁾ 豪農は一八世紀半ばに成立した村内地位及び経済的地位を有する農民階層を指すが、村落史研究において、渡辺尚志氏が豪農の類型化を試みたことにより、豪農・名望家が地域の発展のため主導をしている村落ばかりでなく、それ以外の村役人にも研究の視座が広がっている。⁷⁾ 一般的な豪農の生活を明らかにするためには、日常的な事象が日々記録される史料が有用であり、まさに日記史料は恰好の研究対象となるだろう。

日々の生活の中で政治経済情勢をどのように捉え、また村落、経済、政治と自分との関係をどのようにとらえていたのだろうか。この点は、幕末の農民日記研究、及び有力農民研究双方の次なる課題であると考えらる。

一 日記史料としての「鈴木藤助日記」

(1) 長尾村及び鈴木家概要

まずは本稿において検討する「鈴木藤助日記」の概要を整理する。

武蔵国橘樹郡長尾村は、現在の川崎市多摩区・宮前区に位置し、多摩丘陵を境に谷と耕地（河内）に分かれていた。近世前期に旗本支配を経た明和元（一七六四）年以降は江戸時代を通じて幕府代官の支配地であった。丘陵地以北の耕地組は大丸用水に面し、多摩川氾濫原に

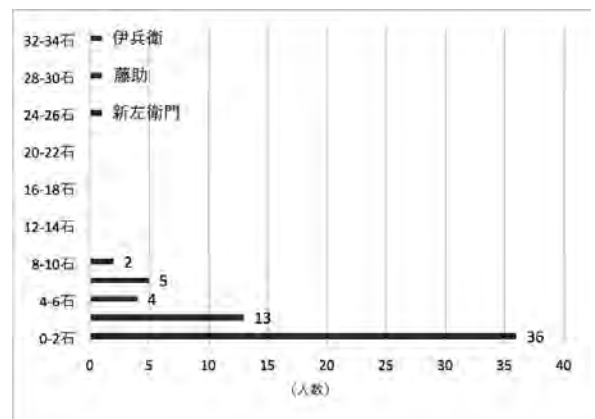


図1 長尾村谷組構造
(文久二年「高帳」井田太郎氏所蔵資料より作成)

において発生したため事の仲介を務めているなど自力の問題解決手段に藤助が組み込まれていた。⁸⁾

文久二年の鈴木藤助家の持高は、二九石七斗であり村内谷組の上層に位置したことがわかる(図1)。⁹⁾ 谷・耕地共に高を持つ者も複数存在したと考えられ、溝ノ口村・馬絹村村民の持分もあるため一概には言えないが、二〇石以上の持高を持つ家は少なく村内格差は大きかった。日記中に小作料を収集するの存在が言及され地主経営も行っていたことがわかる(安政七年正月廿九日条ほか)。

また、この持高以外にも醤油造(明治六年三月時点で造石高二百石)を営んでいたことがわかっており、明和二年以降には質屋、穀物・塩・肥料等を多摩川水運を利用して販売する仲買でもあった。藤助家の経済的名声も外部に広がっていたことは領主から村組織を介さず米の買上げを直接依頼され多額の幕府上納金を負担し、幕末期においては浪士集団

位置したためしばしば洪水の被害にあった。鈴木藤助が属した谷組は丘陵地以南平瀬川を中心にその対岸までを含み平村、土橋村、馬絹村、上作延村に接していた。

鈴木藤助は長尾村谷組百姓代・年寄を務めた人物であり、日記を記し始めた嘉永六年は四二歳であった。文久元(一八六一)年九月に年寄役となるほか、村内および周辺地域

から借財のあてにされることからわかる。

商業、地主経営の側面については、鈴木家に経営簿類が残されていない以上個別の検討を加える必要があるが、村内地位、経済・地主的側面から、鈴木家は幕末期村内有有力百姓としての側面を有していたということが出来る。

(2) 鈴木藤助日記概要

武蔵国橘樹郡長尾村鈴木家資料のうち「鈴木藤助日記」(以下、日記)は鈴木藤助が嘉永六(一八五三)年六月からつけはじめた日記である。明治二二(一八八九)年一月(旧暦)まで記され、五八卷(うち四冊欠、合綴有り、全五三冊)からなる。「日記」は鈴木家内という私的空間において作成、管理され、内容も藤助をとりまく様々な事象に及ぶ。藤助が記した日常、あるいは非日常の記述の分析は井上氏論稿に詳しい⁽¹⁰⁾。藤助個人の思惟の発露としての記述よりは、作成者が家や店など属する組織内で共有されるべく記述された箇所が多く目につくのは近世日記の特徴といえよう。

「日記 初巻」の表紙には「唐舟一条御座候」と表書きされ、ペリー来航が日記の動機のひとつであったと考えられる。異国船に関する情報収集が文化・文政期ころより進められていた関東海岸部に対し、関東内陸部の村々が異国船情報を積極的に収集しはじめるのは嘉永六年ペリー来航以降との見方もある⁽¹¹⁾。また、幕末の豪農層と政治との関係については特に草莽の志士について、自らネットワークを駆使し情報を収集する姿に焦点が当てられてきた⁽¹²⁾。ここにその収集した情報の内容と伝達経路を示そう(表1)。

日記は安政二(一八五五)年七卷目まで継続したのち一時中断し、安

表1 嘉永6年唐舟一条関係記述

日時	内容	相手	場所
6月4日	唐舟4艘来航(6.3)	親族	木場(東京都江東区)
6月6日	唐舟4艘来航(6.3)、井伊家陣屋軍備	用賀村鈴木六之助(醤油造)	池尻(東京都世田谷区)
6月8日	神奈川宿人馬役負担増、彦根・薩摩藩軍備	鴨居村	鴨居村(横浜市緑区)
6月8日	浦賀奉行軍備	鈴木平治郎(息子、江戸より帰村)	鈴木家
6月8日	毛利様・安芸様、御殿山にて軍備	蔵善九郎(下男、江戸より帰村)	鈴木家
6月9日	唐舟四方山咄	長尾村耕地組字大谷親族	鈴木家
6月10日	老中阿部、細川様・南部様・毛利様ほか11大名による江戸内海御固	大丸村源太郎(江戸より帰村)	鈴木家
6月10日	唐舟四方山咄	宮益村(渋谷)兼吉	鈴木家
6月11日	江戸内海御固	しじみ売りのじじ	鈴木家
6月11日	長崎奉行へ通達の通り將軍面会が目的の旨(6.4)	下男林蔵	鈴木家
6月12日	牧野備前守殿御渡被成候御書付写(6.8、定火消あて)	堤徳三郎(親族、在東京都港区)	宿河原村(川崎市多摩区) 出店
6月14日	唐舟帰国(6.12)	肴徳	鈴木家
6月14日	御固の大名引取	長尾村隠居おとよ(江戸より帰村)	鈴木家
7月19日	唐舟に関する落書、おとしばなし	親族	霊巖島四日市(東京都中央区)

() 内は記述内容の実際の発現日

政六(一八五九)年から再び「老卷」として書きはじめられる。この四月には藤助家と関係の深い神木山等覚院(川崎市宮前区)本堂再建の普請が開始しており、費用の集金・勘定、人員や資材の手配、江戸講の世話、長尾村村役人らと交代で普請の宰領をつとめた日々の記録が二番目の第一巻に多く書き込まれている。

(3) 「鈴木藤助日記」の継続

近世名主日記は村政業務のログあるいは索引として支配役所に提出を求められる場合もあったことからわかる通り、村政の証拠書類としても扱われた¹⁵⁾。そのため、名主家当主が家を不在にする場合は家人によって代筆されることが多い。「日記」は、日和見のための天気記録や人物の出入りについては藤助が自宅を空けた場合にも記されるが、来訪者の用件等具体的な事象は「留守故知らず」「内の事知らず」と記される¹⁶⁾。ただ、家を空けるのが長期に至る場合は、別の者が代筆することもあった。例えば文久二年四月二三日から五月九日迄の間は息子留五郎の代筆のようである。藤助妻およしを「御母上」と記述し、「留五郎江戸へ行、留守中不知」などと記されていることからこのことが知れる。また、藤助が外出に携行する場合もあるようだ。元治二年六月一五日からの草津入湯の旅においても、「内之事不知候二付道中泊り計印置候、昨晚之儀も道中之事を印置申候」と記され、慶応三(一八六七)年七月二四日から箱根芦の湯を訪れた旅では「是より道中之内之日記并あしの湯之陽気ヲ印置物也」と記される。具体的な記述については基本的に藤助の行動に附属すると考えられるが、毎日記される天気、奉公人、来客等定まった事項については、当主である藤助、継嗣である留五郎が共に留守にしている場合も同様に記述されるため、複数の家の者が日記に關係する記録

もしくは報告を行っていたと考えられる点は指摘しておきたい(明治五年一〇月四から六日条等)。このことは日記が完全に藤助のみに隷属するものではなく、鈴木家当主としての運営を継続的に記録する目的もあつたことを示している。

しかし一方で藤助が当主を退いたのちも主たる書き手は息子留五郎に移行することなく藤助のままであつた。日記は引き継がれなかったが、当主留五郎役務については詳しく筆記されている。明治元(一八六八)年一一月に藤助は隠居して宗藏と改名し、留五郎が藤助として家督を相続することになった。しかし、留五郎改め藤助の家職への態度は芳しくなく、一〇日前後家を空けることや、不始末を起こすことが度々あつたため家の運営は再び莊藏が掌握し再度藤助と名乗つた¹⁷⁾。

再び藤助が担うことになった家職業務分担に変化が生じるのは、県の指令のもと新たな「村」が形成された地租改正事業の期間であつた。神奈川県¹⁸⁾の地租改正事業が本格的に動き出したのは、明治七(一八七四)年三月施行の県達「反別地価等級書上方心得書」による。これに従い六月は地租改正事業推進体制が作り出された。藤助を含む長尾村の面々は、この直後から「地券取調」などと称して谷組名主勘左衛門宅に参集し調査を開始している。日記中に記された地租改正事業に關係する作業の内、明治一〇年一二月迄の集計が表2の通りである。明治七年において調査作業に鈴木家から参加しているのは藤助のみであり、留五郎の名は見えない。明治八年四月二〇日、留五郎は測量地図掛を拜命すると、県内各地に赴き引絵図編成方法の教諭のため行脚することになる。表2からは、その後特に絵図編成などについては留五郎が村内でも中心となつて地租改正業務にあたる様子が伺える。特に絵図作成にかかわる人数が毎日の枠外に付記され、この期間の日記が鈴木家に集まつて作業を行う人員を

表2 鈴木藤助日記にみる地租改正作業一覧（開始から明治10年12月等級決定前迄）

日記年月日	概要	詳細	場所	藤助	留五郎	日数	村方延べ人数
M5.7.4地券渡方規則改正							
M5.9.4地券渡方規則追加条項（壬申地券地租改正地引絵図）							
M5.7.24 -M6.5.25	壬申地券（郡村）	田地地券取調、勘定、地券帳面作成	井田勘左衛門方、妙楽寺、大谷彦七方、鈴木家	72.5	-	47	
M6.5.3神奈川権令より無税地等調査廻村の達							
M6.5.21-22	除地見分	見分、絵図面作成（寺社）	権現様、等覚院、妙楽寺、法性院、鈴木家	2	-	2	10
「日記」33巻目欠損（M7.7.14～M8.4.1）							
M7.7.14-17添田権大属地引絵図編成について説諭、第5大区6小区は7月17日集会、測量器械製造指示							
M7.10.7-12添田権大属地引絵図編成方為督責巡回、第5大区6小区は11月11日平村集会							
M7.11.27長尾村地引絵図完成							
M8.3 寺社境内地明確化のための実測絵図作成指示							
M8.4.20-26	測量・検査	第6小区検査、畝杭間数改、測量、検査			5	5	多数
M8.4.2-5.10	野帳作成	帳面（平村）仕立、平村帳面へ算入	鈴木家			22	50
M8.4.10-5.23	絵図面作成	絵図面（上作延、下河原、上知分、水車）作成、絵図道調、絵図番号入、坪詰、絵図面直	鈴木家	3	2	13	16
M8.5.24-26	入用	地券入用割	鈴木家、平会所	2		3	11
M8.5.03-7.30	留五郎地租改正掛	地租改正掛出張	横浜、鶴見村、駒岡村（鶴見区）、箕輪村（港北区）、菅田村、樽村、八王子			25	
M8.9.1		地租改正掛辞職					
M8.6.09-7.3	絵図面作成	絵図面（長尾村下河原分）作成、のぼし、図面引、絵具入、番号入仕度、面引、裏打、どうさ引、直	化育舎、鈴木家	15		25	43
M8.8.19-11.04	反別位当書上帳調査	地所位付、上中下算入、小作人取調、地租改正取調、地租改正小作付寄合、地租改正位当	下原、妙楽寺、等覚院	3	11	10	3
M8.12 大区長会議にて平均等級俵の検討→等級確定の再作業							
M9.1.18	反別位当書上帳調査（再）	地租改正位当寄合	平会所		1		
M9.1.19-3.22	絵図面作成	絵図面引（長尾村内分）	鈴木家（隠居所）		37	38	88.5
M9.5.25	絵図面直		横浜		1		
M9.閏2.2	小作米引方取調						
M9.4.14-5.9	上作延村測量	測量、道幅調、位当調	上作延村	6	4	12	13
M9.4.30-5.21	反別位当書上帳調査（再）	帳面仕立、帳面算当	鈴木家	4	8	11	38
M9.5.3-12	道路見分	長尾村ほか6村道路見分	長尾村ほか6村			3	32
M9.5.13 神奈川県当局により村位等級決定のため、模範村策定							
M9.6.26-7.1	模範村見分	地所見分、畝杭拵、畝杭配、神奈川権大属見分、畝杭上げ			2	6	
M9.6.3-18	測量	十字縄、畑田見直			3	13	多数
M9.6.12-13	等級見直	等級野廻、等級勘定	長尾村（耕地、谷）		2	2	多数
M9.6.18-7.13	反別位当書上帳調査（再）	畝歩調、帳面直	鈴木家		8	8	25
M9.9.21-10.11		帳面調	鈴木家			5	8
M9.8.24-27	等級検査		上作、平、菅生		4	4	6
M9.9.5-10.28	絵図面作成	絵図面（上作、上作社地、内分）作成、絵具入、道引、縮図引、3枚裏打	鈴木家	13	4	36	35
M9.11.15-12.6	絵図面作成	絵図面（上作追加、万店分）作成、番号入、仕上	鈴木家	2	1	19	54
M9.11.23	田畑取調（寺社）						
M10.1 五大区に地位等級表提出の通達							
M10.1.28-31	地位等級表	等級取調	鈴木家		1	4	7
M10.4.2	模範村検査						
M10.6.20	入用	地租取調入費取調	取扱所		1		
M10.12.10等級決定、田地地位等級表更生							

鈴木権六	鈴木要蔵	井田彦七	太兵衛	折右衛門	概要	相手方
耕地 (鈴木家 本宅)	耕地 (権六家 新宅)	耕地名主 (大谷)	耕地年寄 (唐紙屋)	百姓代		
穀物、紅花、質	醬油造	なし	唐紙漉	なし		
36.73					参考資料「日記」安政6.10.18条	
					参考資料「村差出明細書上帳」(『村況史料集 下』川崎市市民ミュージアム、資料番号26)	
	2.1	35.4	9.6		参考資料「文久2年 高帳」(井田太郎氏所蔵資料)	
	2.1	35.45	9.6	11	参考資料「慶応元丑年閏五月廿四日 御進発二付御国恩金上納取調名前帳」(井田太郎氏所蔵資料)	
					天保飢饉、()内は藤助個別の救恤	困窮者24軒(4軒)
4両2分		2両3分1朱 (麦挽割2俵分を3家にて)			天保飢饉、()内は個別の救恤	村内(谷・耕地)困窮者30軒カ
12両		4両			天保飢饉	村内(谷・耕地)困窮者180名
2両		2両	1両		不明	得玄
					大風雨	村内(谷・耕地)、平村被害者延べ38軒
10両		10両			多摩川出水、()内は藤助個別の救恤	被害者
6両	2両	3両2分			諸穀高騰	村内(谷・耕地)困窮者75名
11両	6両	4両			諸穀高騰による困窮(武州一揆)	村内(谷・耕地)困窮者112名
					多摩川出水見舞金	川辺5軒に金2分ずつ、ほか1軒
					諸穀高騰による困窮(武州一揆)	穢多
					諸穀高騰による困窮(武州一揆)	山番人
米5俵	米3俵	米3俵			武州一揆から続く諸穀高騰、()内は藤助個別の救恤	村内耕地困窮者60名余(村内谷困窮者)
米5俵	米3俵	米3俵			古き店庄兵衛二子根之吉酒屋はじめ申候二付合力	耕地1人別1斗

書き留める帳簿としての機能を有していたことがわかる。明治一二年二月七日、留五郎は六小区戸長に選出される。同年二月二十七日に第一回県議会選挙が行われる予定であり、県政に打って出ようとする長尾村鈴木久弥、井田文三らが戸長職を避けたこともあろうが、地租改正事業への貢献が認められての人選であったことは確かだろう。藤助は「七日(中略)留五郎戸長人撰入札二付溝ノ口村へ行、留五郎二札落候由困り候事也」と留五郎が同職を務めることの不安を吐露するが、留五郎は戸長として明治一二年町村会会議開催など職務にあたった。翌一三年一月四日に辞職状を提出し認められると、「日記」は直接村政に関わることなく、日和見の基礎的情報と家に入出入りする人々について以外は記述が少なくなる時期も見受けられる。晩年は藤助が横浜に滞在し留五郎は在村していても「藤助横浜へ逗留故内之事不分候」(明治二〇年六月二十九日(七月七日(新曆)条)と記されることや、巻頭巻末に藤助の詠んだ歌が記されるなど藤助個人の日記としての傾向が強まったともいえる。藤助は明治二十一年一月二〇日(新曆)に亡くなるが、藤助死後の第五〇巻途中から最終巻五一巻は息子留五郎など藤助以外の鈴木家の人物によって記述が継続され、明治二十二年一月二七日(新曆)に終わる。明治二十一年六月四日(新曆)から書き始められた第五一卷表紙裏には「廿壹年八月一二日より少々取込有之候二付、其後中絶致し候テ猶日々相勤メ日記しるし申候」と記され、実際に八月から一時中断したのち一〇月に記述が再開される。この二ヵ月後に日記は終了するが、藤助死後にも当家家職運用の記録として継続すべきものという考えは残っていたことがわかる。

藤助不在時は家の者が日記を継続したこと、藤助死後約二年間は日記の継続が試みられたこと、日和見や商売記録、情報収集媒体としては勿

表3 長尾村内救恤

		井田勘左衛門	新井市左衛門	山根新左衛門	井田伊兵衛	鈴木藤助	鈴木庄蔵	鈴木庄兵衛
	組、役 (屋号)	谷名主 (下)	谷年寄 (油屋)	谷年寄 (東)	谷百姓代 (上)	谷年寄 (鈴木万店)	谷 (向店)	谷(古着店、元 治元年5月 28日店開)
	商売	なし	油屋、荒物	なし	なし	質屋、醬油造	荒物	古着
持高 変遷	安永6		66.16			34.1		
	文政4		36.407		44.518	60.584		
	文久2	6.6	36.4	24.7	33.6	29.7	9.4	1.7
	慶応1	6.6		27.3	54		9.45	1.741
各種 救恤	天保4.12.8	計12両分、割当 不明			計12両分、割当 不明	計12両分、割当 不明(+計1両分)	計12両分、割当 不明(+計1両分)	
	天保8.3		3両2分2朱	2両1分(1朱)	2両3分1朱(1朱)	4両2分(1朱、麦 挽割2俵分を3家 にて)	2両1分(麦挽割2 俵分を3家にて)	
	天保8.4.2		6両	3両	4両	12両	4両	
	嘉永7.11.21		2両			2両		
	安政3.8.25					5両3分	5両3分程度	
	安政6.7.25		10両			0(20両)	0(20両)	
	文久1.2.26		5両	2両	2両	5両	3両2分	
	慶応2.6.28	1両2分	9両	3両	3両2分	9両	6両	3両
	慶応2.6					2両2分	2両2分	2両2分
	慶応2.6					3貫100文	3貫100文	3貫100文
	慶応2.6	2分		2分	2分	3分	3分	2分
	慶応3.4		米3俵2斗			米3俵(麦挽割、 貸付)	(貸付)	(貸付)
	慶応3.4		米3俵2斗			米3俵+麦引割	(貸)	(貸)

論、村内外の自身の立場、振る舞いなど日常的記述が全期間を通じて断続的に記述されることから、藤助や家人が日記を鈴木家の日記として継続させようとしていたと評価することができる。しかしながら、五一巻終了後に継続されることは叶わなかった。

二 救恤にみる鈴木藤助家の長尾村内外における立場への考察

次に、「日記」を村落研究資料として読み解き、鈴木藤助家の村内外での立場を考察することを試みたい。幕末期の御用金等村方負担金、浪士隊資金源として幕末期藤助家の経済に村内外から期待が寄せられていたことは既に整理されている¹⁶⁾。本稿では、長尾村村内有力農民鈴木藤助家が行った村内外に行った救恤を整理分類する。

(一) 幕末期有力農民と救恤

幕末期有力農民と救恤について、松沢裕作氏は「貢租引請の単位としての村請制村が、農民層分解を背景としてその機能を転換させ、富裕層の富を困窮者に恒久的に移転させる機能を持った」と指摘した¹⁷⁾。長尾村においても領主と領民との関係の変化の一端が、領主よりの困窮者への御救下付から、地域内、村内での富裕層による解決に変化していく点に表出する。

長尾村を含む橘樹郡・都筑郡村々の例としては予防的な貧窮対策として享和三(一八〇三)年頃から関東取締出役の監督下にて実施された備荒貯蓄策がある¹⁸⁾。その方法とは毎家家割に米二升を取り集めて売却した代金を代官所に預け、代官所は拝借金を願った村々に貸付を行うと同時に、取集村の困窮時には元利金から下げ金が支払われるというものであった¹⁹⁾。

長尾村の内では実施された救恤として鈴木藤助家資料中（文書番号54、文化五年五月吉日「祝儀仏事控」、以下【資料54】）から確認できる。事例として天保飢饉に対する救恤がある。例を見てみよう。天保四（一八三三）年から同七、八年と続いた長雨・天候不順による冷害は全国的な凶作と諸色高、それに伴う飢饉を引き起こした。天保四年一二月八日に凶作による困窮人に対して、谷組年寄新左衛門・谷組百姓代伊兵衛・向店、藤助先代治郎左衛門の四軒で分担し合力銭として二四軒に対して金二分、四軒に対して金一分、総計一三両を分配し、天保七年は治郎左衛門と向店が個人的に谷、耕地組の高持一二人にあてて大豆、糠を提供している。天保八年三月にも穀物相場急落に対処するための合力が行われ、長尾村両組村役六家と向店の計七家が谷・耕地両組の二〇軒に対して金三分ずつを提供した。この際の合力銭は出資者の間で高割合によって負担額を決定しているが、出資者は村役全員ではなくまた村役に限られない。翌月にも耕地三二軒九〇人、谷二五軒九〇人に対して再び合力がなされ、三月同様の出資者がやはり高割合によって負担している。

天保飢饉に際しては関東各村々で同様に合力が営まれた。幕府からの御救いは機能せず村や周辺地域にその負担が転換された。同郡生麦村では、持高三石以上の村民五一名が一石につき銭六〇文ずつ出し合い、村内窮民百二〇軒に対する合力銭の施金を行っている。²⁰ 商業経営にかかわらず、持高によって一律の出金が村方小前に求められており、村に対する負担を村内高割によって配分、負担することは、貢租同様定例の方法だったといえよう。しかし、慶応二年（一八六六）に行われた合力においては持高と出金の比例関係が失われ、持高が経済力を示す指標とは異なると判断されたことが指摘される。²¹ 一方長尾村は、天保飢饉の段階からすでに合力銭を負担する家が限定されていた。安永九（一七八〇）年

にはすでに村内に醬油造渡世の存在があり、文政四（一八二二）年には六軒の商家が認められるなど、²² 天保期以前から経済的格差があったこと、持高にみる村内格差においても偏りが大きかったことに起因すると考えられる。

（2）武州一揆に関わる救恤

藤助もまた、一八世紀以降の有力農民であり村内外で影響力を持つ立場にあった。また、このことは藤助家が質屋渡世を営んでいたこととも大きく関わる。「日記」からは、積極的な情報収集の様子や村内外への救恤活動についても看取することができる。

長尾村及び周辺地域に対して合力が実施された状況は、「日記」及び同家【資料54】から表3のように纏められる。²³

開港と第二次長州戦争兵糧米徴収による米価・諸色高の影響を受け、慶応二年、武州秩父郡上名栗村に端を発した打ちこわしは武州世直し一揆として関東一円に緊張を与えた。

武州一揆勃発以前の六月七日に「尤御代官様より諸色値下ヶ被仰出、且村方窮民すくゝ候様被仰出候二付」「村方人氣さはき不申候様、御代官様被相渡候間」【資料54】と代官所からその日に寄合が開かれ、一三日に「助合一条」、二一日にも「村方困窮のものへほとこし一条」について複数回話し合いの場が持たれた。二七日によく村内合力として耕地七四人・谷三八人都合一二人への出資が決定し、さらに一〇月二八日に儉約について寄合を開き村議定を定めている。²⁴

打ちこわしの賛同者は村内にはいなかったものの、打ちこわしをする²⁵と脅し金の融通を謀る事象も起こっており、村内混乱の様相が分かる。

【資料54】には「穢多番人迄も合力致し呉候様大勢参り候二付」と記さ

れ、この合力範囲が及んだ穢多非人にも及んだことが知れる。山番人は持山の世話を請け負った非人と考えられる。⁽²⁶⁾ 別村居住の穢多三六軒に対しては万三店（藤助家及び向店、古着店総称）から、山番人二名に村役人から合力を行った。

武州一揆となって発露した困窮に対しては幕府代官より通達があったことがわかるが、どのように、誰に対して救恤を行うのかについては村々に任された。村内有力者たちは公的な立場として、と同時に経済的有力者として自らを守るために情報を収集し、救恤を施し、あるいは武装するなど個別の対策も行った。

(3) 慶応三年 組毎の救恤

長尾村内は北部の耕地組と南方の谷組とに分かれ、それぞれ名主家が村政を営んでいた。窮状は組毎に取り纏められたが、救恤においては相互の協力が欠かせなかった。慶応二年六月武州一揆に際し再三の合力が行われたのは前述の通りであるが、諸色高はなおも続き村内には「喰兼候者」「喰つゝ、きハケ敷物」が溢れたため、慶応三年三月二八日に組毎に貯穀残取調依頼があり、四月に「大谷彦七来、耕地ニては喰兼候者八拾人すくもらひ度候趣申出候由ニ付」と耕地組から困窮者八〇名に對し一人前七・八升を遣わしたい旨の合力の話が持ち上がった。谷組内からは切迫した「食兼候者」は拳がらなかったが、藤助は米三俵を追加し村役四人とともに二八名に對する米計七〇斗分すなわち一七俵二斗分を補った。また、斗出分から番人廻り者にも配分が行われた。この合力について藤助は「尤名前は御出し被下間敷候様申上置候」とする。村役として行った合力のほかにも藤助は単独で谷組内困窮者に對し麦少々の提供もしくは困窮を脱するまでの貸付という方法の救済を行っている。

【資料54】 慶応三丁卯年四月

此寅年中より引続諸色高直殊ニ米穀雜石類一同高直ニ付、此寅ノ六月中村方并ニ耕地江谷耕地一同ニ而金子割合出金合力致し候処、当卯年に至り候而も矢張諸色益々高直ニ候得共、谷之者食兼之者も無御座候哉、村役人方江願出候仁も無御座候処、耕地分ニ而者村役人方江食兼候趣申出候由谷役人江も相談御座候得共、谷ニ而者右之次第故外々江咄し不致候而耕地斗之事ニ相成候ニ付、手前方ニ而者耕地へいさゝかなれ共、左ニ組合ニ而合力致し遣し申候、則左ニ印置申候

一米五俵 鈴木權六

一同三俵式斗 荒井市左衛門

一同三俵 鈴木要藏

一同三俵 井田彦七

一同三俵 鈴木藤助

但耕地より咄し者無御座候得共此方より心付相遣し申候事

右米老人別壹斗ツ、耕地之難澁之仁凡六拾人余江相遣し申候、實に御ざ候人数委敷者承り不申候

外谷之極難之仁江藤助老人ニ而麦引割少々ツ、遣し申候、又出来候迄貸遣候者も御座候、尤両三軒之事ニ御座候

向新右衛門、向勘左衛門借宅髮結、下元治郎、上ノ八之丞、上ノ金

三郎

右より貸候も有之遣し候も御座候

多摩川氾濫原に位置する長尾村耕地組と、多摩川とは丘陵地を隔てて一方平瀬川に面する谷組とでは地勢が異なっていた。享和四（一八一四）年子ノ正月「村方銘細書上帳 下書」には「村内之儀は用水方ハ

平地、谷山付之方ハ高低在此」「水旱損之儀ハ照統候得は谷之方旱損仕、用水耕地之儀は出水の節は川付同様ニ水損仕候」とその違いが記される。困窮時一方の組のみ損害が大きい場合は、もう一方がそれを補った。年寄役藤助は両組間の調整を行う立場も担っていた。

(4) 多摩川氾濫に関わる救恤

多摩川氾濫による水害は例年のように長尾村及びその周辺地域を襲い村内救恤も度々実施された。「日記」「資料54」に特記されるのは、甚大な被害がもたらされた安政六(一八五九)年の水害についてである。七月二四日から二五日にかけて大風雨によって多摩川の水が溢れて長尾村内耕地組字山根から水が押し寄せた。同月一二日にも大雨によって多摩川大洪水が起こっており既に長尾村内耕地に「所々水入ニ相成」という様子であったところに追い打ちをかける災害で、耕地では六〇cm〜一五mほどの増水があり死傷者も多数であった。

安政六年多摩川出水において日記から看取することができるのは、合議によって決定する村としての判断ではなく、藤助個人の救恤への判断手順である。藤助の行動は早く、発災後すぐに被災地である耕地にむかい、被災者及び作業員の食糧を届ける。息子藤五郎の水死が判明し自身の家が被災者という立場になっても、別の被害者に見舞金や筵を配り、別村も関係者にも見舞金を出資した。

藤助は発災翌日息子音五郎を耕地組字下河原鈴木家と大谷へ水見舞いに遣わしている。翌二五日朝には大風雨となった。多摩川出水との情報を得て、藤助は「玉川大水何年ニも聞及不申候」と書く。夜四ツには被災地である耕地に近所の助けを得て向かい、向店と共同で村内大谷、下河原、宿河原村善右衛門、堰村金右衛門そのほかへ食糧を届けている。

二五日の出水で大谷儀兵衛と藤助息子藤五郎の水死が判明し村々から見舞を受けるが、藤助方からも被害のあった川徳、堰村金右衛門、善右衛門、五郎左衛門に見舞金を遣わしている。藤助はこれに加え耕地の三〇軒^②に対して向店とあわせ筵二〇枚ずつを提供した。これは藤五郎葬式を取りおこなった二八日のことだった。また、堰村又蔵に金一分、同村七軒に金二朱ずつ、そのほか久地村、宿河原村、登戸村に金二朱もしくは金一朱ずつ、やはり向店と協同して総計藤助二〇両余、向店二〇両を提供した。

出水に対し村方合力としては耕地の被害者三〇軒に対して見舞金が供された。領主対応としては、同年一〇月七日の代官小林藤之助による耕地検見が行われ皆無青立四町歩余等一部破免が認められた(安政六年一〇月一七日条)。

万三店共同での出資は、表3からこの安政六年多摩川水害に対する救恤以外にも度々行われていることがわかる。万三店はいずれも長尾村神木の平瀬川の北に集まって位置し、藤助家の親族として、また商売においても日常的に協力して経営を行う間柄であった。もともと文政四(一八二一)年には藤助継父治郎左衛門が「醤油造并古着其外荒物之類子商売」を営んでおり、ここから荒物を扱う向店、古着店が分家し、藤助家である万本店が醤油造・質屋を営んだ。長尾村耕地には縁戚であり藤助妻実家である鈴木久弥家、及びその分家の要蔵家が存在し、万三店の意思決定方法に大きく関わっていた。

(5) 頼母子・無尽

合力など緊急時に対処するための単発的救恤に加え、互助的救済のための頼母子・無尽への参加も村内救恤として考慮しなければならない。

表4 「日記」にみえる頼母子講・無尽講

期間	無尽名	村内外
(嘉永6~安政2)	出店馬無尽	内
~慶応3.2.16	馬無尽(1口1両2本落)	内
~明治10.11.20	馬無尽	内
(慶応2)~明治10.8.15	家根講無尽	内
(嘉永6~文久1)	大丸村源藏無尽	内
(嘉永6)~文久3.11.13	豊吉頼母子講	内
(嘉永6)~文久3.11.13	宿河原善右衛門無尽	内
(嘉永6)	字雪ヶ坂八左衛門無尽	内
(嘉永6)	馬方無尽	内
(嘉永7~文久2)	唐紙屋庄左衛門無尽	内
(安政2)~文久3.10.16	猪ノ方村無尽(頼母子)	外
(安政2~元治2)	松月堂無尽	内
(安政2)~慶応4.4.12	(宿河原)師匠様無尽	内
(安政6年6月18日)~明治12	等覚院無尽	内
(万延1)	初山無尽	外
(安政7~文久3)	蔵敷村久蔵無尽	外
(安政7年~文久2)	下菅生村長沢盛源寺無尽	外
(安政7~元治2)	堰村又蔵無尽	外
(万延1)	耕地太兵衛頼母子講	内
(万延1)	二子村無尽	外
(万延1~慶応2)	下作延村御中居無尽	外
(文久1~慶応3)	香林寺無尽	外
(文久2~慶応3)	太平講	内
(文久2~元治2)	久蔵無尽	内
(文久2)	薬師様無尽	内
文久2.12.1~	登戸村新蔵無尽(長尾村村内5人で2口分参加)	外
(文久2)~明治12	上作延村無尽	外
(文久3~明治11)	上竹吉無尽	内
(元治2)	友之助無尽	内
(慶応2~明治12)	五段田村四反田炭吉無尽(頼母子)	外
(慶応2)~明治8	八官町半六実家類焼無尽(1口3両、10か月ごとに鬮)	外
(慶応2)~明治4	平村五郎右衛門無尽(頼母子)	外
~慶応2.8.7	二子村源右衛門無尽	外
~慶応2.8.14	字坂下無尽	内
(慶応2)~明治2.8.6	下作延村石橋無尽	外
(慶応3~明治3)	下作延村藤四郎無尽	外
(明治1~2)	溝ノ口村石橋無尽	外
(慶応3)	四日市かしわや無尽(1口金3両)	外
(慶応3)	溝ノ口村吉右衛門無尽	外
(明治1)~明治21	溝ノ口村田屋無尽	外
(明治2)	並木屋無尽	不明
(明治3)	雪ヶ坂無尽	内
~明治3.8.7	堰村又治郎無尽	外
(明治3~4)	平村音松無尽	外
(明治3~13)	字宿河原大工幸無尽(1口1両2分)	内
(明治4)	基三郎無尽	内
(明治4)	字下河原善六無尽	内
(明治5~9)	久地村(川辺)養周院無尽	外
(明治5)	平村梅五郎無尽	外
(明治5)	谷組管右衛門無尽	内
明治6.2.25~(明治18)	平間村油屋平治郎無尽	外
(明治6~21)	平村石崎無尽	外
(明治6~17)	長念寺無尽	外
(明治9)	生田村観音寺無尽	外
(明治9~14)	生田村山口佐仲無尽	外
(明治9)	生田村源右衛門無尽	外
(明治10)	字向六之助無尽	内
(明治10)	学校資本金無尽	内
(明治11~15)	平村菊治郎無尽(万三店共同加入)	外
(明治11)	竹治郎無尽	内
(明治15~17)	平村力川端屋無尽	外
(明治15)	高田村無尽金	外
(明治15~17)	榎木戸村紺屋無尽	外
明治16.2.6~	谷組助左衛門無尽	内
(明治16)	念仏無尽	内
(明治16)	宿河原村孝之助無尽	内
(明治20~21)	丸子村取抜け無尽	外
(明治20~21)	平村桶清無尽(頼母子)	外
(明治20~1)	原町田村無尽	内
(明治21)	井田文三無尽	内
(明治21)	青梅村頼母子	外
(明治21)	登戸村取抜け無尽(万三店にて1口加入)	外
(明治21)	広尾丁取ぬけ無尽	外

※() 中は日記から看取できる講の存続した期間。御嶽講、庚申講など宗教行事のための会合はこれを省いた。

頼母子・無尽は近世にはおおよそ一〇年程度の緩やかな返済期間を有する窮民救済方法として実施され、村の中長期的経済措置の一端を担っていた。

日記中に散見される頼母子講や無尽講の記述は表4の通りである。

無尽が実施される理由は、個人的金銭困窮、火災等災害に対する救済等緊急的、一時的なもののほか、村内に恒常的に設けられる、馬無尽、屋根無尽などがあつた。馬無尽、屋根無尽は、馬の購入や屋根葺き替えのための無尽であり生活を営む上で必要な保険であつた³⁰。また、村社等覺院をはじめとした寺社修復無尽、石橋無尽、学校資本金無尽等村のインフラ整備に関わる無尽も見られる。

この他、耕地組名家大谷友七(彦七息子)・谷組名家下勘左衛門・

鈴木家本宅下川原久弥・鈴木家新宅坂下要蔵・谷組年寄油屋市左衛門・向店庄三郎・古着店庄兵衛(慶応四年より加入)・藤助等村内有力農民が講員と考えられる「太平講」という講があり、講金を利用して村内救恤が行われた事例が確認できる。明治元年一月二日、唐紙屋居候重太郎は穀物売買に関係することで横浜で召捕えられ、立会人として長尾村及び溝口村、登戸村、菅生村の穀屋仲間が呼び出された。二九日には示談となるが損金の外多くの入用金が必要となつた。立会の穀屋仲間への金子返却が明治二年を迎えても残っており、「太平講之内にて少し濟方二致し可遣候」と太平講による立替が検討された。「且太平講之内より金三拾五両、昨年唐紙屋内重蔵殿石売買二付横浜被呼候て、損金之上多分入用相遣し候二付き、石屋右重蔵卜引合之者へ見舞卜して相遣ス申

候、尤伊兵衛・唐紙屋へも下勘左衛門様より御咄し被下候上相遣し申候」(明治二年二月七日条)。太平講自体は文久二年以降正中中に会が催されており唐紙屋一件のために組まれた講というわけではない。一口四両が集金される記述が見られ(「日記」慶応元年二月七日条)、明治三年には「此度わけ取二相成候よし二御座候」とあつて後述がないため散会したと考えられる。

藤助は経済的社会的な信用のある有力農民として他村からも無尽を頼まれることも多く、近代に入ってから生田村や石川村戸長からも無尽を頼まれては断っている(「日記」明治九年四月一六日条、明治十一年四月二四日条)。藤助のような有力農民が参加することで、講の信用性を高める効果があつた。また、講親や世話人などとして加入した経済的優位性のある家は、掛金の肩代わり、鬮に当選した際掛金とするための抵当の世話、または高額の当選金の管理など金融機関のような働きをしたことが指摘されている³¹⁾。

鈴木藤助家は明和二(一七六五)年から質屋渡世を営んでおり、向店古着店もこれを助けていた。無尽は信頼ある資産であり、「日記」中からも信用ある資産として借財契約を結ぶ際の担保としても扱われていることがわかる。「山地所上木共伴蔵へ譲渡呉候様掛合被成候二付、則金五拾五両にて相渡し申候、…金子五拾両也受取、金五両也は来春迄かし、金五両は無尽之節追々洛方之対談二御座候」(文久二年閏八月二日条)無尽において資産を運用する役が藤助には期待されていたと考えられ、掛金の借用、鬮当選時の抵当の世話をしていたことが「日記」中からもわかる。「初山友蔵無尽金六両壹分残金壹両三分之義ハ、当秋米壹俵来秋米壹俵都合金六両壹分ト米式俵にて勘弁致し呉候様被申候二付、右様勘弁致し遣し候ツモリ、質利之義、已来平質之利足ニ受取申候

由申遣ス、是迄之分ハ先利ニ受取申候筈ニ御座候」(安政七年閏三月一日七条)という事例や、樽屋無尽掛金借用の相談に訪れた治郎兵衛に対しては「次郎兵衛・郡次来、尤樽吉金子之儀、則馬無尽・家根講無尽是迄金九両かゝり居候二付此方貸金さし引、金七両式分式朱過二相成居候間、此分相渡ス、又金式両壹分式朱別ニ利付二貸、此分掛ケ送り申候対談、もし樽屋より掛ケ送り不申候節は、次郎兵衛・郡次両人にて掛ケ送り申候対談ニ御座候」として、これまで貸付していた無尽金と清算の新たな貸し付けを行っている。

鬮の当選金を受け取るには、後も掛金を納めることへの信用が抵当となる土地などの形で必要となる。抵当を世話した例としては、娘の嫁ぎ先でもある久保沢村伊藤屋与兵衛が無尽が当たり三三〇円を受け取るに際し、藤助から平村畑地の地券を抵当として借用した事例が見受けられる。「久保沢伊東屋与兵衛来り泊る、尤貸金持テ来、拾円ト三円七十五錢也、又無尽三百三十円取レ候処抵当無御座候故、地券貸呉候様被申候二付平村畑地券式枚貸ス」(明治十五年一月二日条)

東野将伸氏は持高にかかわらず庄屋役が引請人に就任していた事例に着目し、諸講や寺院の頼母子についても「居村民の生活を保障する義務を有していた³²⁾」と評した。このように、村内社会的地位に対する自負、経済的側面、質屋という通常業務からの立場によって、藤助家が中長期的な村内経済措置の一端を担っていたと指摘することができよう。

日記の始まった嘉永六年以降の記述からは、近世・近代で無尽の目的に大きな違いは見られない。村外無尽への協力も幕末期にはすでに行われている。鬮に当たればその後の掛金が不要となる取扱無尽は明治二〇年以降見受けられるようになる。取扱無尽は講員を広く募集することから、親と講員との血縁・地縁関係は薄い。取退無尽に藤助家は参加をす

る立場であり親となったり世話をした事例は見られない。信頼で成り立つ村内外相互扶助機能としての無尽からの変化の兆しがみられる。⁽³³⁾

(6) まとめ

「日記」「祝儀伝事控」(資料54) から確認できる村内救恤と藤助の立場について集約すると次の通りである。

救恤は基本的に領主指示の有無にかかわらず、村内でその実行の可否や詳細が決定されている。藤助は、村内救恤に出資を行う主要メンバーであり、谷・耕地組相互の連携を助ける立場でもあった。さらに、村方の措置だけでは不足があると考えた場合や、水害など急を要する場合には独自で救恤を行った。万三店で合同で実施する場合もあれば藤助家のみで行われる場合もあり、対象者は広く被災者の場合もあれば、親族、商売関係者を行う場合もあった。また、災害や飢饉に対処するための単発的救恤のほか、相互補助を目的とした中・長期的救済措置として頼母子講、無尽にも参加した。

藤助は質屋渡世を商っていることから金銭融通の相談を日常的に受ける地位にあり、村内および周辺地域からその役目を期待されていた。藤助は質屋渡世という肩書から金融システムの内部に組み込まれ、自然と村内、周辺地域の情報が藤助に集まってきたと考えられる。慶応三年村内耕地組への救恤に際し自身の属する谷組内へ独自の救恤を行う様などからは、藤助自身も周囲からの期待に対する自負があったと考えられる。

おわりに

本稿では、特に「日記」及び鈴木家資料から看取することのできる救恤に関わる記事から、鈴木家が村内及び周辺地域での地位、経済的立場

をふまえどのようにふるまったのかを整理した。農閑余業開始による村内構造分化が早くに起こり、有力農民とそのほかの分化が進んでいた長尾村では、経済的地位が救恤の出資者の候補となる上で重要な点であった。藤助家は醸造小売業など農閑余業の資金力ゆえその立場を請け負ったことに加え、質屋渡世を営んでいたため頼母子・無尽と関わる事も多かった。村内は谷・耕地と異なる特徴の地域に分かれていたため一村を対象に救恤が行われることは多くなかったが、耕地が困窮した際は谷組から出資が行われるなど、双方が互いのバックアップとして機能していた。藤助家は村内・周辺地域からの期待を受け、またその自負からも救恤にあたっては出資を怠らず、親族、商売関係を駆使して積極的に関連する情報の収集にあたった。

「鈴木藤助日記」を対象とする研究において「日記」に対する日記史料としての評価と、日記から看取される有力農民としての藤助像を村落史の中でいかに評価するかという双方の視点を以て進めたいと考えていることは冒頭で述べた通りである。そのためには、農民日記中に描かれる非日常部分の検討はもちろん、農事日誌としての側面や、商売に関する出店や問屋組合とのやりとり、親族・村民・宗教者の出入りなど断続的で日常的な記述をビッグデータとして整理して検討しその変化を追ううえで、さらに他の日記との比較を加えた上でようやく日記の性格が看取できるものと考えられる。かかる目標のため、今後更に研究の蓄積を行い、村内での藤助の立場を明らかにしていきたい。

註

(1) 高木俊輔『近世農民日記の研究』塙書房、二〇一三、三三頁

(2) 井上攻『研究余録 幕末維新期の農村日記活用―武州橘樹郡長尾村鈴木藤助日記の個性から―』『日本歴史』第七六〇号、二〇一一

- (3) 福田千鶴・藤實久美子『近世日記の世界』ミネルヴァ書房、二〇二二、三八九頁
- (4) 東昇『近世の村と地域情報』吉川弘文館、二〇二六、二四八頁
- (5) 前掲高木
- (6) 岩田みゆき『幕末の情報と社会変革』吉川弘文館、二〇二一、一二七頁
- (7) 渡辺尚志『近世移行期の名望家と地域・国家』名著出版、二〇〇六、渡辺『日本近世村落論』岩波書店、二〇二〇、八九頁
- (8) 前掲井上、八三頁
- (9) 安政六年時点の持高は三四石一斗であった。(『日記』中、安政六年一〇月一八日条「質屋書上帳」)
- (10) 前掲井上、井上攻「一九世紀の神奈川湊の塩の流通」『横浜市歴史博物館紀要』第二〇号、横浜市歴史博物館、二〇一六、このほか本村慈氏は修士課程論文において「近世後期江戸近郊村上層百姓の家訓と家意識」武蔵国橋樹郡長尾村鈴木木家を中心に「は鈴木藤助家の本家である鈴木久弥家をひとつの題材として村内上層百姓の意識に迫った。
- (11) 前掲岩田、一三頁
- (12) 前掲岩田、一二六頁
- (13) 前掲東、六五頁
- (14) 白石通子、小林博子『武州橋樹郡長尾村鈴木藤助日記』二二二〇三、巻末に「八月には藤助夫婦が、安房国三々ヶ所観音霊場巡りの旅に出掛け、一ヶ月近く家を留守にしている(慶応元・八・一〇)。なお、藤助が旅行等で長期間家を留守にする時は、留五郎が日記を代筆していることが分った。」と記される。
- (15) 明治三年五月一三日条に「大谷彦七・向庄三郎・古庄兵衛立会之上藤助へ家内之事手出し不致候様申渡ス、右二付庄兵衛下河原へ行、久弥御出候て藤助へ申聞被下候処矢張同様差函ヲ請はたらき可申候様申候ニ付此段は御一同へ断り申候」とあり、藤助(留五郎)に対し親族立会いの下、家内の事に手出しをしないよう判断が下されたことがわかる。
- (16) 鈴木藤助日記研究会編『武州橋樹郡長尾村鈴木藤助日記』六、二〇一〇、一九〇頁
- (17) 松沢裕作『明治地方自治体制の起源』東京大学出版会、二〇〇九、一六七頁
- (18) 『川崎市史資料2 近世』川崎市、一九八九、資料番号三〇八
- (19) 『川崎市史通史2 近世』川崎市、一九九四、五一八頁
- (20) 『名主日記』が語る幕末武蔵国橋樹郡生麦村の関口家と日記』『横浜開港資料館』一九八六、六二頁
- (21) 同前、七二頁
- (22) 「安永九年子ノ三月 村鏡仕上帳下書」川崎史料叢書第二巻『村況史料集 下』川崎市市民ミュージアム、一九九〇、八五頁
- (23) 藤助家に対し個人が合力の相談に訪れる場合もあるが、村内外の位置を探る本稿の性格上、個人間での救恤はこれを除いた。
- (24) 藤助は九月に登戸村で作成及び連印のなされた検約議定を借用し、【資料54】に筆写している。これを参考に取決めがなされた長尾村検約議定はこれらは谷組、耕地組と分けて連印がなされた。
- (25) 二三日に「下常五郎銭式百文かし呉様申候得共不遣候ニ付悪口仕打こわし申候なと、申候」という一件が発生している。
- (26) 【資料54】天保三年五月廿三日条にも「非人、両山番人」と記載される。
- (27) 【資料54】では、「取続方難出来合力致呉候様百姓代折右衛門ヲ以申出候ニ付」米吉人別彦斗ツ、耕地之仁凡六拾人余江相遣し申候」と記される。
- (28) 前掲『村況史料集 下』、八七頁、資料番号二五
- (29) 「日記」二九日条では三軒と記されるが、【資料54】に列挙されるのは三〇軒である。
- (30) 恒常的に開催される無尽について「日記」中に度々満会を迎える記述が登場するが、講親が判然としない場合が多いため一件として表記した。
- (31) 東野氏は引請人という講中のうちの役職に注目し、その役割を①金銭の管理②質入地③不足金立替④講中定案作成と整理した。講親や世話人に社会的経済的信用の足る人物が就くことで、信用を以て講員を集めることもできた。東野将伸「近世後期の頼母子運営と豪農 備中国西南部を題材に」『地方史研究』地方史研究協議会、六五(二)、二〇一五
- (32) 同前
- (33) 並松信久「近代日本の無尽講と相互扶助」『京都産業大学日本文化研究所紀要』第27号、二〇二二

【付記】

本稿を作成するにあたって、井上功先生、鈴木藤助日記研究会の皆様には、人名をはじめ様々な示唆とご教示を賜りました。また、「鈴木藤助日記」解説においては、鈴木藤助日記研究会編『武州橋樹郡長尾村鈴木藤助日記』一〇六(二〇〇一〜二〇一〇)を活用いたしました。末尾ながらご厚誼に感謝申し上げます。